

「第1回 学生と企業のカフェ交流会」への参加企業の募集について【応募要領】

神戸市が市内企業の人材確保支援事業の一環として実施する「第1回 学生と企業のカフェ交流会」への参加企業を次のとおり募集します。本企画は、ざっばらんな雰囲気の中で、市内外の学生と神戸で働く社会人が、気楽に交流することにより、学生が市内企業に対する関心を高め、理解を深めることを目的としております。

1. 「第1回 学生と企業のカフェ交流会」について

- (1) 日程：2022年7月9日（土曜）
- (2) 時間：第1部：10時30分～12時30分、第2部：14時～16時
- (3) 会場：ニューラフレア（神戸市中央区明石町18-2 大協ビル2階・3階）
- (4) イベント対象者：学生（2024年3月に卒業予定の大学生等）
- (5) 実施内容：フリートーク30分×3回（会社概要説明や質疑応答形式等、どのような内容でも可能）
- (6) 運営事業者：神戸市事業運営事務局（株式会社ディスコ）
- (7) その他：学生・参加企業ともに服装自由（リクルートスーツ不可）で参加いただけます。

2. 応募方法・結果の通知

- (1) 募集企業数：20社程度（第1部・第2部それぞれ10社程度）
※ご希望の部（第1部又は第2部）を選択してください。
※新型コロナウイルス感染症の感染防止対策のため、各部10社程度、各社2名までの参加に制限しています。
※若手社員（20代～30代前半）の方の同行をお願いしています。
- (2) 募集期間：2022年6月2日（木曜）17時まで
※応募者数が、募集企業数の2倍に達した場合は、期間中であっても募集を締め切ります。
- (3) 参加費：無料
※会場までの交通費等は参加企業の負担となります。
- (4) 応募要件：当事業の事業効果を報告いただけること。
※2023年秋頃に実施予定の「神戸市主催の人材確保支援に関する影響調査」（簡単なアンケート）です。
- (5) 応募資格：応募日時点において次の全ての要件を満たしていることが必要です。
 - ① 法人登記簿上の本店所在地が神戸市内にあること。
 - ② 2024年3月卒業予定の学生を正社員として採用する計画があること。
 - ③ 市税の未納・未申告がないこと。
 - ④ 過去1年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。
 - ⑤ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。
- (6) 応募方法：こちらからご応募ください。 <https://idc.disc.co.jp/wekobe/contact2/>
- (7) 当落結果の通知：2022年6月中旬までに、神戸市事業運営事務局から、応募時に登録いただいたメールアドレス宛に当落の結果をお知らせします。

3. 参加企業の選定等

- (1) 参加企業の決定方法
応募者多数の場合、神戸市事業運営事務局にて次の各項目を総合的に考慮し、抽選の上、参加者を決定します。

- ① 各種の認定、表彰、登録の有無（応募日時点）

こうべ男女いきいき事業所表彰（神戸市）

「第1回 学生と企業のカフェ交流会」への参加企業の募集について【応募要領】

ひょうご応援企業（兵庫県）、ひょうご仕事と生活の調和推進企業認定又は企業表彰（兵庫県）
安全衛生優良認定、ユースエール認定、くるみん認定・プラチナくるみん認定（厚労省）

- ② 過去の参加状況
- ③ 「2020年度神戸市主催の人材確保支援に関する影響調査」への回答の有無(2021年10月実施)
- ④ 企業規模・業種のバランス

(2) 応募の落選又は参加の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、参加の決定を取り消します。

- ① 応募フォームの記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第4条第1項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年3月条例第29号）」第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第5条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- ⑩ 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合
- ⑪ 当該企業が、神戸市又は第三者に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

(3) 開催形式の変更・開催の中止

新型コロナウイルス感染症に係る今後の情勢により、オンライン形式への変更または開催を中止する場合があります。

(4) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・参加企業に損害が発生する場合においても、神戸市並びに神戸市事業運営事務局は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は参加企業の決定の取消しとなった場合
- ② 当事業の開催形式の変更又は中止を行う場合

4. 主催者

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

5. 運営事業者・問合せ先

神戸市事業運営事務局（株式会社ディスコ）

電話番号：06-6202-2526

Eメールアドレス：info_wekobe@disc.co.jp